

「平成 28 年銀行法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等」への意見・質問

○銀行法施行規則

項番	該当箇所	意見・質問
1	第 17 条の 5 の 3 第 1 項 第 1 号	・「銀行グループの収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針」としては、子会社を含めた中期経営計画や ALM 管理等が考えられるが、これは一律画一的なものが求められるのではなく、実態に応じてそれぞれの判断で必要なものを策定するという理解でよい。
2	第 34 条の 14 の 2	・銀行持株会社による経営管理の附帯業務には、以下の業務が含まれるとの理解でよい。 —グループ全体の事務効率化に関する方針の策定やその進捗管理 —グループのブランド広告の制作、グループとして開催するイベントの宣伝
3	第 34 条の 14 の 3 第 1 項 第 1 号	・「資産の運用に係る業務」は、銀行持株会社が自身の勘定によりグループ全体の資金運用を実施する方法（子会社の資金を銀行持株会社に預け、その資金を運用する）子会社の勘定により銀行持株会社が運用の代行をする方法のいずれも可能と理解してよい。
		・「資産の運用に係る業務」には、子銀行の円貨・外貨に係る資金繰りおよび担保繰り業務（無担コール、債券レポ、通貨スワップ取引、日銀担保繰り等）が含まれるか。
4	第 3 号	・「信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」を銀行持株会社に集約することができる子会社は、「当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社」に限定されているが、グループに属するリース会社や信用保証会社も対象としてほしい。
		・「信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」には、信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価に係る業務は含まれるか。また、融資実行後の動産の在庫調査や不動産評価の洗い替え業務は、「信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」に附帯する業務に含まれるか。
5	第 10 号、第 12 号、第 14 号	・「調査又は情報の提供を行う業務」、「事務に係る計算を行う業務」、「事務の取次ぎを行う業務」には、子銀行が顧客との間で行う為替・デリバティブ取引を支援する業務（市場レートの確認）は含まれるか。

項番	該当箇所	意見・質問
6	第 12 号、第 13 号	・「事務に係る計算を行う業務」、「事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務」には、社員の給与関連事務（給与計算、給与明細の作成・発送）が含まれるか。
7	第 14 号	・「事務の取次ぎを行う業務」には、当該銀行持株会社グループに属する会社のローンの相談・取次ぎ業務が含まれるか。
8	第 34 条の 14 の 4 第 1 項	・認可申請については、一度認可を受ければ、定期的な認可の更新や書類の提出は必要ないとの理解でよい。
9	第 2 項	・第 34 条の 14 の 4 第 2 項では、「人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること」が、審査基準の 1 つとされているが、それぞれのグループの実態や具体的な業務の内容に応じて十分な体制を整備する必要があるということであり、一律な対応を求めるものではないとの理解でよい。
10	第 34 条の 19 の 2 第 2 項 第 1 号、第 2 号	・収支や損益の状況については、基準を設けて一律に良好か否かを判断するのではなく、銀行持株会社およびその子会社等の規模や実態等を勘案し、柔軟に判断していただきたい。

○平成 14 年 3 月金融庁告示第 34 号

No.	該当箇所	意見・質問
11	第 12 条	・システムの設計・保守、ATM 保守等の業務に係る収入依存度規制が緩和されたが、今後の実態をみて「総収入の 40% 以上」では銀行グループ内外の決済関連事務の受託の容易化に繋がっていないような場合には、必要に応じて更なる緩和を検討いただきたい。

以 上